

公立大学法人高崎経済大学 個人情報の取扱いに係る特記事項

1 基本的事項

受注者（受注業務に従事する者又は従事していた者を含む。）は、高崎経済大学英語授業等実施業務に係る個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び公立大学法人高崎経済大学個人情報の保護に関する規程（令和4年度規程第44号。以下「規程」という。）を遵守して取り扱う責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払い、適正に管理しなければならない。

2 秘密の保持

受注者は、この業務により知り得る事となった個人情報を他に漏らし、又は不正な目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

3 目的外収集・利用の禁止

受注者は、この業務を処理するために個人情報を収集し、又は利用するときは、受注業務の範囲内で行わなければならない、必要な範囲を超えて収集し、又は他の用途に使用してはならない。

4 第三者への提供の禁止

受注者は、この業務を処理するために、本学から提供を受け、又は受注者が自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記載された資料等を、本学の承諾なしに第三者へ提供してはならない。

5 複写及び複製の禁止

受注者は、この業務を処理するために本学から提供を受けた個人情報が記載された資料等を、本学の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

6 適正管理

- (1) 受注者は、この業務を処理するために本学から提供を受けた個人情報は、施錠できる保管庫に格納するなど漏えい、滅失及び毀損の防止のために必要な措置を講じなければならない。受注者が自ら当該業務を処理するために収集した個人情報についても同様とする。
- (2) 受注者は、前項の個人情報の管理にあたり、管理責任者を定め、台帳を備えるなど管理の記録を残さなければならない。
- (3) 本学は、上記(2)に定める管理の状況について疑義等が生じたとき、受注者の事務所等に立ち入り、調査することができる。

7 資料等の返還

この業務を処理するために、本学から提供を受け、又は受注者が自ら収集し、若しくは作

成した個人情報記録された資料等は、この契約終了後直ちに本学に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、本学が別に指示したときはその指示に従わなければならない。

8 記録媒体上の情報の消去

受注者は、受注者の保有する記録媒体（磁気ディスク、紙等の媒体）上に保有する、委託処理に係る一切の情報について、委託業務終了後、すべて消去しなければならない。

9 事故等の措置

受注者は、個人情報の取扱いに関して漏えい、滅失、毀損等の事故が発生した場合は、直ちに本学に報告し、本学の指示に従わなければならない。

10 契約の解除

本学は、受注者が個人情報の保護に係る義務を履行しない場合又は義務に違反した場合、契約を解除することができる。

11 損害賠償

受注者が個人情報の保護に係る義務を履行しないこと又は義務に違反したことにより本学が損害を被った場合、本学は、契約を解除するか否かにかかわらず、その損害額の賠償を受注者に対して請求することができる。

12 その他

個人情報の保護に関する事項について本特記事項に定めのない事項は、本学の指示に従わなければならない。